



積算電力計の有効期間について注意とお願い

平素より当社製品をご愛用賜りまして誠に有難うございます。

弊社製品に組込まれている電力量計は、すべて基準適合品または検定合格品ですが、これらの電気計器には有効期間があります。

計量法施行令第18条により、弊社製品に組込まれている単独計器の有効期間は10年です。

基準適合証印ラベル 又は 検定ラベルに表示された有効期間満了迄に電力量計を新しく取り替えてください。

取引、証明に使用する場合、有効期間を過ぎたものを使用した場合は、計量法施行令第172条により罰則規定がありますが、トラブルを未然に防ぐ為にも<u>有効期間内である事の点検を遵守</u>していただきます様、お願い致します。





または



検定ラベル

有効期間:平成40年3月満了 (2028年3月満了) 有効期間:平成39年2月満了 (2027年2月満了)

上記ラベルは、電力量計の正面に貼付けています。



製品に関するお問い合わせは、 TEL 072-925-5100 までお願い致します。